

滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策

第2版

令和2年(2020年)4月28日

〔 令和2年(2020年)5月8日改定 〕

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部

目 次

はじめに	1
1 今こそ、お互いを尊重し、助け合い	3
(1) 感染者等	3
(2) 医療従事者等	3
2 徹底した感染拡大防止策	4
(1) 「滋賀1／5ルール」を実践し、外出の際は感染防止対策を徹底	4
(2) 学校等の臨時休業	5
(3) 県立施設の休館	6
(4) 施設の使用停止（休業）等	6
(5) 「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」の交付	7
(6) イベントの中止等	7
(7) 府県間移動の自粛	8
(8) 感染の早期発見・拡大防止	8
(9) マスク等衛生用品の確保	10
(10) ソーシャル・ディスタンスの推進	10
(11) 災害発生時の対策	11
(12) 行政手続きの特例等	11
(13) 広報・情報共有	11
(14) DV・児童虐待防止	13
(15) 自宅等で気軽に運動・スポーツに取り組めるプログラムの公開	13
(16) 子どもの学びの機会確保、居場所づくり	14
3 医療提供体制の充実・強化	16
(1) 病床数の確保・必要な医療の提供	16
(2) 宿泊療養施設の設置等	16
(3) 患者の受入れ・搬送体制の充実	17
(4) 必要な医療資機材の整備	17
(5) こころのケアの実施	18
4 経済・雇用・生活支援対策	19
(1) 緊急経済対策	19
(2) 生活支援対策	22
(3) “反転攻勢”に向けた取組への支援	23
5 市町・国等との連携等	25
(1) 市町との連携	25
(2) 国への提案等	25
(3) 他府県との連携	25

はじめに

令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態措置」を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。本県も、これを受け、従前から呼びかけていました、手洗いや咳エチケット、3密を避けることに加え、外出自粛や施設使用停止の要請を柱とする「緊急事態措置」を実施しているところです。

新型コロナウイルスは、未知かつ未経験のものであるということ、流行収束の確かな兆しが未だ見えないこと、全容が解明されておらず、治療薬が未開発であること、そして、何より4月に入ってからの本県における感染の急拡大などから、非常に不安や恐怖を感じておられる県民の方も多いと思います。

そこで、そのように感じておられる県民の皆様に、三つのことを申し上げて、私の決意とさせていただきたいと思います。

一つは、人類の歴史は、感染症との戦いの歴史。我々は、その全てを克服してきたということです。

世界の歴史を変えたとも言われるペストなども封じ込めてきました。今回も、みんなが心を一つにして、立ち向かえば、必ず克服できます。

このような緊急事態では、障害のある方や生活に困窮されている方が声を発しても、必要なところにその声が届かないということが起こり得ます。誰一人取り残さない滋賀県は、緊急事態であっても、いや、だからこそ、そのような方にしっかり寄り添い、真の意味で“みんな“の心を一つにし、新型コロナウイルスに立ち向かってまいります。

次は、敵をよく知り、正しく恐れることです。

新型コロナウイルスは、罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されています。少し安心する一方で、忘れてはならないのは、2割の方は重症化し、死に至る方もおられるという厳しい現実です。誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性はあります。例えば、あなたは無症状、軽症で終わったとしても、あなたの大切な人に感染させるかもしれません。そして、その大切な人が、2割に入るといふことも.....。

常に、その2割に入ってしまう他の誰かを思い、まさに「利他の心」を持って、行動することが求められています。

最後に、私たちの大切な命と私たちの社会を守ろうということをお皆さんに呼びかけます。

県として、知事としての使命、役割は、引き続き、しっかりと果たしてまいります。

今般、県では、徹底した感染拡大防止策、医療提供体制の充実・強化、経済・雇用・生活支援対策を大きな柱とする「滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策」を取りまとめました。

県民の皆様、市町、関係機関・団体、そして、障害のある方、生活に困窮されている方など、みんなの心を一つにし、「利他の心」をもって、総合対策の取組を進めます。そして、一日でも早く、眼前の危機を突破し、県民の皆様の命と健康、生活を守り抜きます。

令和2年（2020年）4月28日

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

滋賀県知事



1 今こそ、お互いを尊重し、助け合い

感染者や医療従事者、その家族等に対して、誤解や偏見に基づく誹謗・中傷等がインターネットやSNS上で発生しています。たとえ、どのような状況にあっても、このような行為は断じて許されるものではありません。

また、感染拡大等の影響により、休業や失業等を余儀なくされた方も増加しています。

今こそ、県民一人ひとりが、お互いを尊重し、助け合うことで、“新型コロナウイルス感染症との戦い”を収束に向かわせる時です。

(1) 感染者等

- 感染者や帰国者、その家族等に対する誤解や偏見を招かないようにするため、特に、次の事項について情報の発信と啓発に、より一層取り組みます。
 - ・誰もが感染しうる感染症であるという事実
 - ・誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症であるという事実
 - ・病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル

(2) 医療従事者等

- 感染リスクと隣り合わせの環境の中、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場で闘う医療従事者やその家族等に対する誤解や偏見を招かないようにするため、より一層の啓発等に取り組みます。
- その頑張りに敬意を表するとともに、応援したいという県民等の思いを受け、「新型コロナウイルス感染症対策 滋賀県がんばる医療応援寄付」を創設します。寄付金は、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組等に活用します。

2 徹底した感染拡大防止策

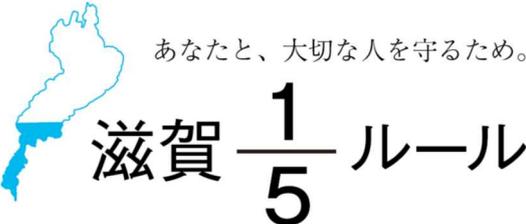
(1) 「滋賀1／5ルール」を実践し、外出の際は感染防止対策を徹底

人と人の接触機会の8割低減を目指して、「滋賀1／5ルール」を提唱し、広く呼びかけます。

県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、引き続き、自粛を要請します。

また、外出の際には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いなどの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請します。

あなたと、大切な人を守るため、県民や事業者を始め、本県で暮らす、働くみんなで行動を変えていきましょう。



あなたと、大切な人を守るため。

滋賀 $\frac{1}{5}$ ルール

滋賀1／5ルールとは、
“新型コロナウイルス感染症との戦い”
を収束に向かわせるため、
人と人の接触機会
(接触する人数、回数、時間など)が
滋賀県全体で1／5となることを
目指して、**行動を変える**こと。

【県民・事業者の皆様へ】

(取組例)

— あなたと大切な人を守るための「滋賀1／5ルール」 —

「滋賀らしい生活三方よし」
⇒ **「Stay Home」から「Stay Home Town」へ!!**

- ・ 自転車で自然に親しんだり、地元の歴史文化を訪問し、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進(=免疫力の向上)につなげましょう。
(遊びに行くなら屋内より屋外)
- ・ プレゼントは「ここ滋賀ショッピングサイト」を使って、滋賀の製品のすばらしさを伝えるとともに、人と人の接触機会を減らしましょう。(通販も利用)
- ・ 毎日、一人暮らしの方に、滋賀県の感染情報を電話で伝えることで、感染情報の共有をはかるとともに、孤立をふせぎましょう。(地域の感染状況に注意する)

「滋賀らしい生活三方よし」	
「家」でよし	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、体温測定、健康チェックをしましょう。 ・発熱がある場合は無理をせず自宅で休みましょう。 ・外出は計画的に、動画やオンラインを活用しましょう。 ・家に帰ったらまず丁寧に手洗い。体を清潔に保ちましょう。
「外」でよし	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖岸を走るときは、症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。 ・遊びに行くなら、屋内より屋外で滋賀県の豊かな魅力に親しみましょう。 ・必ずソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m）を確保しましょう。 ・混んでいる時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らしましょう。（5分の1） ・移動は、徒歩や自転車も活用しましょう。
「社会（滋賀）」よし	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が流行している地域への移動は避けましょう。 ・帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけにしましょう。 ・発症した時のため、自分の行動を残しておきましょう。 ・毎日、滋賀県の感染情報を共有しましょう。 ・今こそ、一人も取り残さない。

なお、滋賀県庁では、新型コロナウイルス感染症対策業務に職員を最優先配置するとともに、通常業務のうち県民生活と社会機能維持に影響する業務を継続しながら、「滋賀1／5ルール」を実践しています。

（2）学校等の臨時休業

- 県立学校について、令和2年5月31日まで臨時休業します。
ただし、感染症対策を徹底した上で、5月11日以降に登校日を設けることにより、段階的に学習活動を実施します。
- 県立学校以外の文教施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態措置として、令和2年5月10日まで原則として施設の使用停止（休業）を要請しています。
5月11日以降は施設の使用停止（休業）の要請を行いませんが、施設管理者において、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるものとします。

【予算】

[R2.4月補正]

児童福祉施設給付事業費	(10,686 千円)
県立学校 学校給食休止対応事業	(7,512 千円)

(3) 県立施設の休館

- 休館や利用停止等の措置を講じている不特定多数の県民等が利用する県立施設について、本県の感染拡大の状況、近隣特定警戒府県の措置状況、特措法に基づく施設の使用制限等を考慮の上、感染リスクに対する対応が一定とれると判断した場合には、5月11日以降、順次、開館や利用の再開を行います。
- 琵琶湖岸の県営都市公園および自然公園園地については、引き続き、県外から多くの方が来訪され、密集となることが危惧される状況が続いているため、当面の間、全ての県営都市公園の駐車場を閉鎖し、バーベキュー、キャンプ等の利用を禁止するとともに、琵琶湖岸の自然公園園地の駐車場を閉鎖します¹。

(4) 施設の使用停止（休業）等

- 施設（遊興施設、劇場、生活必需品を取り扱う店舗以外の商業施設、運動施設、集会・展示施設等）については、特措法に基づく緊急事態措置として、令和2年5月10日まで施設の使用停止（休業）等を要請、または協力依頼しています。
- 5月11日以降については、博物館、美術館、図書館等や床面積の合計が1,000㎡以下の施設（大学・学習塾等、ホテル又は旅館のうち集会の用に供する部分、生活必需品を取り扱う店舗以外の商業施設に限る）に対して、施設の使用停止（休業）の要請、または協力依頼を行いませんが、開館（営業）に当たっては、「3つの密」を避けることなど、基本的な感染対策の徹底等を要請します。上記以外の施設については、5月31日まで施設の使用

¹ 屋外での一般利用（地域住民等の散歩・運動）は除く

停止（休業）を要請します。ただし、国の専門家会議の評価、本県の感染状況および近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大防止予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ、要請期間内であっても、業種ごとに要請対象から外すことを検討します。

- 社会生活を維持する上で必要な施設（医療施設、生活必需物資販売施設、食事提供施設、交通機関、金融機関等）は、使用制限の要請（休業要請）対象ではありませんが、適切な感染防止対策等の協力を要請しています。

【予算】

[R2.4月補正]

介護保険サービスの質の確保と向上支援事業 (5,781千円)

(5) 「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」の交付

- 県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力いただける事業者等に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」として中小企業等に 20 万円、個人事業主に 10 万円を交付します。

(5月7日から6月26日まで申請受付)

【予算】

[R2.4月補正]

(仮称) 新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金 (2,400,000千円)

(6) イベントの中止等

- イベントについては、特措法に基づく緊急事態措置として、令和2年5月10日まで規模の大小や開催場所の屋内外を問わず、開催の自粛を要請しています。
- ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請しています。
- 5月11日以降については、開催場所の屋内外を問わず、5月31日まで開

催の自粛を要請しますが、比較的小規模イベントは自粛要請の対象から除きます²。

- 県が主催するイベントについても、規模の大小や開催場所の屋内外を問わず、原則として令和2年5月10日まで中止します。
- 5月11日以降については、開催場所の屋内外を問わず、5月31日まで開催を中止しますが、本県の感染拡大の状況等を考慮の上、感染リスクに対する対応が一定とれると判断した場合には、比較的小規模イベントの開催を検討します³。

(7) 府県間移動の自粛

- 様々なメディアを活用し、引き続き、本県への帰省やレジャー訪問を控えるよう呼びかけるなど、県内外の住民に対して一府県を越えた移動の自粛を求めます。
- 全国知事会や関西広域連合、中部圏知事会を通して、府県間移動の自粛等の機運醸成を図ります。

【予算】

[R2.4月補正]

新型コロナウイルス感染症に関する広報

(22,032 千円)

(8) 感染の早期発見・拡大防止

①帰国者・接触者相談センター等

- 帰国者・接触者相談センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる人を、適切に帰国者・接触者専門外来につなぎます。
- 一般相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の予防法に関すること

² ただし、比較的小規模イベントであっても、次の条件を満たす必要があります。①適切な感染防止対策が講じられること。②「3つの密」の発生が原則想定されないこと。③大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

³ 上記2と同じ

など一般相談に対応し、県民の不安軽減に努めます。

- 保健所業務の負担軽減を図りながら、相談件数の増加に対応するため、本庁と県保健所の窓口を集約し、帰国者・接触者相談センターおよび一般電話相談の体制を強化します。
- 聴覚障害者をはじめ、電話による相談が困難な方が、容易に自らの症状等を相談できるよう FAX 用相談票を作成・周知するとともに、メールによる相談対応を行います。

【予算】

[R2.4月補正]

帰国者・接触者相談対応等業務委託

(98,500 千円)

②帰国者・接触者外来

- 帰国者・接触者相談センターから紹介のあった方の診察・評価を行うため、県内 13 か所に設置している帰国者・接触者外来について、更に設置数を増やすなど体制の強化を図ります。

③ウイルス検査

- 増大する PCR 検査件数に対応するため、衛生科学センター以外への検査の外部委託や医療機関の判断で保険適用による PCR 検査が実施できる体制の拡大を進めます。
- PCR 検査センターの設置に向けて検討を進めます。

④保健所による疫学調査等

- 新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確定した場合に、積極的疫学調査を実施し、感染経路や濃厚接触者を把握することにより、感染拡大防止に努めます。
- ひっ迫する保健所業務に対応するため、保健師等の追加配置や応援チームによる体制強化を図ります。

⑤しが外国人相談センター

- 外国人県民等の不安等を解消し、感染の早期発見等につなげるため、12 か国語による電話・ファックス・メール相談対応を行います。

(9) マスク等衛生用品の確保

- 介護施設や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設、幼稚園等におけるマスク等衛生用品の確保を支援します。
- 県地場産品の生地を使用してボランティアグループにより布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布する「マスク配布プロジェクト」を実施します。

【予算】

[R2 当初補正]

介護従事者資質向上総合事業 (15,442 千円)

[R2.4 月補正]

介護従事者資質向上総合事業 (56,724 千円)

障害者自立支援推進事業費 (58,567 千円)

市町地域生活支援事業費 (6,443 千円)

滋賀ならではの子ども食堂地域インフラ化推進事業 (167 千円)

認可外保育あんしん促進事業 (35,761 千円)

児童養護施設等入所措置費 (3,540 千円)

マスク配布プロジェクト事業 (1,951 千円)

私立幼稚園教育支援体制整備費補助金 (4,541 千円)

公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業 (15,391 千円)

県立学校新型コロナウイルス感染症対策事業 (16,423 千円)

(10) ソーシャル・ディスタンシング⁴の推進

- 通学時における濃厚接触を避けるため、特別支援学校のスクールバスを増便します。
- 濃厚接触の可能性が指摘されるスーパーマーケット等における密集状態の解消に向け、必要な対策を進めます。
- 濃厚接触を避けるため、介護施設における多床室の個室化改修に要する経費を助成します。

【予算】

[R2.4 月補正]

スクールバス感染症対策事業 (21,222 千円)

⁴ つながりを保ちながら人と人との距離を確保すること

(11) 災害発生時の対策

- 災害時の避難所における感染症の発生・まん延防止のため、県内市町への避難に関する必要な情報の提供を行います。
- 避難所が過密状態になることを防ぐため、分散して避難することを推奨するとともに、県有施設の活用も含め、市町域や県域を越えた広域避難の総合調整を行います。

(12) 行政手続きの特例等

① 運転免許証有効期限の延長

- 滋賀県警察では、当面の間、運転免許更新業務等を休止しています。
- 免許の有効期間が令和2年7月31日までの方は、必要な手続きをしていただくことで、有効期限を3か月間延長できます。
なお、手続きの受付は郵送でお願いします。

② 税の申告期限の延長

- 県税に係る申告期限を、納税者が新型コロナウイルス感染症のり患から回復された場合など、申告することが可能となった日から最大2か月間、申請により延長することができます。

<留意事項>

- ・ 県税の申告期限を一律に延長するものではなく、納税者の個別の状況により期限延長を行います。
- ・ 申請は納税者が申告をすることが可能となった日から概ね1か月以内に行ってください。

(13) 広報・情報共有

① 様々なメディア等の活用

- 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信については、市町とも連携し、県内外の幅広い層に対して迅速かつ的確に情報発信を行い、感染拡大防止を図るとともに、安心を提供していきます。
・ 県公式ホームページ

感染症患者の PCR 検査結果、医療提供体制、事業者や働く皆様への情報提供、緊急事態措置等の情報提供を日々行います。

・ テレビ CM

テレビ CM を在阪 4 局で放送し、関西エリアの住民に対して、府県を越えた移動の自粛を求めるとともに、県民等に対して、びわ湖放送のテレビ CM で外出自粛を求めます。

・ 広報誌

県の新型コロナウイルス対策の取組等をまとめた広報誌を県内全戸配布します。

・ SNS

県民の関心の高いテーマに対して知事自ら答える YouTube 動画や、感染症患者の PCR 検査結果等について毎日配信します。

・ その他

臨時広報誌の発行や新聞、テレビ、ラジオ、SNS 等への広告出稿なども柔軟に活用していきます。

- 県や警察が管理する交通情報板等を通じて、「県境をまたぐ移動や不要不急の移動の自粛」等を県民等に呼びかけます。

【予算】

[R2.4 月補正]

新型コロナウイルス感染症に関する広報 ※再掲

(22,032 千円)

②情報提供の充実

- 外国人県民等に正確で最新の情報を届けるため、新たに多言語（6 言語）に翻訳して発信します。
- 知事記者会見に加え、定期動画配信「新型コロナウイルス感染症について、知事がお答えします」などにおいて、手話通訳を行います。
- 聴覚障害者をはじめ、意思疎通に困難を抱える方が、帰国者・接触者外来の受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合にも安心して受診できるよう遠隔手話サービス等の利用について検討します。

【予算】

[R2.4月補正]

多文化共生推進事業

(49,659 千円)

③関連オープンデータ・ビッグデータ等の活用

- 県民等に適切に行動していただくため、県内の新型コロナウイルス感染症の動向に関する客観的なデータを、分かりやすい形で公開します。
- 今後の対策の検討や実施効果の検証のため、県民の健康状態に関するデータや県域における各種流動人口データなどを活用します。

(14) DV・児童虐待防止

①DV 対策

- 外出自粛や休業等により、生活不安やストレスによる配偶者等からのドメスティック・バイオレンス（DV）の増加、深刻化が懸念されており、新たに国において設置された 24 時間電話相談等が配偶者暴力相談支援センター等につながる体制を整え、相談対応から保護に至るまでの支援を適切に行います。
- 男女共同参画センターにおいて、心理等の専門相談員が自立、夫婦、人間関係など幅広く男女共同参画推進に関する相談対応を行います。

②児童虐待対策

- 学校休業や外出自粛等に起因する様々な生活・育児不安やストレスにより、児童虐待の増加が懸念されており、体制等を充実・強化した子ども家庭相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応と子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を行います。
- 子ども家庭相談センターが支援している児童の家庭にDVの疑いがある場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して、必要な支援を行います。

(15) 自宅等で気軽に運動・スポーツに取り組めるプログラムの公開

- 運動・スポーツを十分に楽しんでもいただけない状況が続いていますので、自宅等で気軽に運動・スポーツに取り組めるプログラムを作成

し、県 HP で公開します。

- ・親子で一緒に取り組める運動プログラム「PIC」
- ・自宅で気軽に取り組める運動プログラム「ゼロから運動」

(16) 子どもの学びの機会確保、居場所づくり

①「コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト」

- 子ども達に少しでも前向きな気持ちを持ってもらうとともに、この機会に、いろいろな活動や勉強をして、できるようになったことを増やしてもらうため、当プロジェクトを更に拡充します。

★主なプロジェクトの内容

- ・子ども用観光パンフレット「わくわくどきどきしが探検」
- ・うちの窓から見える景色を森にしちゃおう！
～「窓の景色で森アート」インスタグラムフォトコンテストの作品を募集します（6月30日まで）～
- ・プチタオルでマスクを作ろう！
- ・ねんどでしがらきタヌキやびわこのナマズをつくろう！
～ つちっこプログラム ～
- ・愛するしがのこどもたちへ・・・ プロスポーツチームより
- ・ガブってみる？（ガブリエル ギマランイスと勉強しよう！）
- ・牛乳でプリンを作ってみよう！
- ・「うちミュージアム」うちでたのしくまなべるよ
- ・キャッフィー・チャッフィーのぬりえができたよ！

【予算】

[R2.4月補正]

コロナに負けないぞ！子ども応援プロジェクト補助金 (1,000 千円)

②オンライン学習環境の整備、学習指導員の配置等

- 新たに県立中学校および県立特別支援学校（小学部、中学部）にタブレット端末を整備します。
また、県立学校に Web カメラやマイクを配備し、ビデオ会議アプリを導入するなど、緊急時等における家庭でのオンライン学習環境を整備します。
- 授業再開後に児童生徒の補習等を行うため、学習指導員を配置します。

- 学校休業期間中、ICT を活用したインターネットを通じた授業動画の配信や、学習プリントを配布するなど、児童生徒の学習機会の保障に取り組みます。

【予算】

[R2.4月補正]

県立学校 ICT 環境整備事業	(114,755 千円)
児童生徒の補習や発展的な学習へのサポート事業	(27,720 千円)

③児童虐待対策（再掲）

- 学校休業や外出自粛等に起因する様々な生活・育児不安やストレスにより、児童虐待の増加が懸念されており、体制等を充実・強化した子ども家庭相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応と子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を行います。
- 子ども家庭相談センターが支援している児童の家庭に DV の疑いがある場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して、必要な支援を行います。

3 医療提供体制の充実・強化

(1) 病床数の確保・必要な医療の提供

- 増加する新型コロナウイルス感染症の患者に必要な入院医療を提供できるよう、県内医療機関の協力を得て、病床の更なる確保に努めます。
- 患者受入れのために空床を確保した病院に対し補助を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の対応に当たっている医療従事者が安心して業務を行える勤務環境の構築に向けて支援します。
- 県立総合病院では、県の患者受入調整に基づき、受入のための病床を確保、診療体制を構築し、適切な医療を提供します。

【予算】

[R2 当初補正]

感染症発生時対策費 (16,581 千円)

[R2.4 月補正]

医療費の公費負担 (321,025 千円)

感染症医療体制の充実 (451,632 千円)

医療従事者勤務環境改善支援事業 (340,300 千円)

(2) 宿泊療養施設の設置等

- 県・市町施設等の活用または民間ホテルの借り上げなどにより、無症状者または軽症者等の療養のため、宿泊療養施設を設置し、生活支援スタッフや医師・看護師による健康観察体制の下、運営します。
- 今後の感染拡大の動向を見据え、公共施設や民間ホテル等を活用し、宿泊施設の更なる確保を目指します。
- 無症状者または軽症者等が自宅療養を行う場合に、日々の健康状態を把握するとともに、症状が悪化した場合等の相談体制を確保するため、看護師等を配置するコールセンターを設置します。
- 患者である家族が入院した場合に、残された家族（特に、子ども、高齢者、障害者等）が安全に生活できる環境の整備を進めます。

【予算】

[R2.4月補正]

軽症者等にかかる宿泊・自宅療養対策事業	(693,453 千円)
滋賀県国際協会事業費補助事業	(6,230 千円)
淡海ネットワークセンター支援事業	(2,240 千円)

(3) 患者の受入れ・搬送体制の充実

- 新型コロナウイルス感染症の患者の受入や搬送が円滑に進むよう「滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター」を設置し、限られた医療資源を県で一元管理して災害医療コーディネーター等による全県的な患者受入調整および搬送調整を行います。

【予算】

[R2.4月補正]

コントロールセンター運営事業	(15,458 千円)
----------------	-------------

(4) 必要な医療資機材の整備

- 入院医療機関における人工呼吸器、体外式腹膜人工肺(ECMO)等の設備整備に対して補助を行います。
- 医療用の防護服、ゴーグル、フェイスシールド、マスク、手指消毒剤やこれらに代わる機能を有するものについて調達します。事業者・県民の皆様にも提供を呼び掛けます。
- 県立総合病院では、新たに簡易陰圧装置、人工呼吸器等の資機材を整備し、医療機能の充実を図ります。

【予算】

[R2 当初補正]

感染症予防対策事業	(29,931 千円)
-----------	-------------

[R2.4月補正]

感染症指定医療機関等への設備整備費補助	(576,357 千円)
感染症医療体制の充実	(155,478 千円)

(5) こころのケアの実施

- 感染症の拡大と長期化に伴い、感染者や家族のほか、医療従事者等からも不安の声が寄せられており、こうした心に不安を抱える方々が、安心して療養・生活・業務等ができるよう専門職によるこころのケアを行います。

4 経済・雇用・生活支援対策

(1) 緊急経済対策

①事業者や労働者に向けた情報提供、相談等

- 中小企業等からの経営面、資金面の相談、また、事業者や労働者からの労働相談に対応するため、相談窓口を設置します。
- 商工会や商工会議所等の関係機関とも連携しながら、国・県などの様々な情報・支援策をわかりやすく提供します。

②事業の継続に向けた資金繰り支援等

- 中小企業者等の借入時の負担を軽減するため、県制度融資セーフティネット資金の保証料率をゼロに引き下げます。 (8月31日まで)
また、資金繰りの改善を図るため、セーフティネット資金(4号)の融資期間を7年から10年に延長します。
- 売上高等が減少している中小企業者等が、民間金融機関から実質無利子(当初3年間)・無担保で借り入れができるよう、県制度融資に新たな資金を創設します。 (5月1日から)
- 商工会・商工会議所に新型コロナウイルス感染症に関する支援策の周知やそれに伴う巡回指導を行う人員を臨時的に増員し、事業者支援体制を強化します。

【予算】

[R2 当初補正]

中小企業振興資金保証料軽減補助事業 (211,561 千円)

[R2.4 月補正]

中小企業振興資金貸付金 (5,853,000 千円)

中小企業振興資金保証料軽減補助事業 (1,480,927 千円)

中小企業振興資金利子補給事業 (765,433 千円)

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援強化事業 (46,620 千円)

- 売上減少等の影響を受けている滋賀県水産振興資金既借入者の償還条件を緩和し、発生する利息および保証料を補助します。
- 水産加工業等の団体が、漁業者への影響抑制を目的に行う加工品や養殖生

産物を営業倉庫に保管する取組を支援します。

【予算】

[R2.4月補正]

水産振興資金融資基金預託金	(22,482 千円)
水産振興資金利子補給費等補助金	(280 千円)
琵琶湖漁業流通緊急支援事業費	(2,730 千円)

- 近江牛をはじめとする肉用牛肥育の経営持続のため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に補填される国の交付金に対し、上乘せ支援をします。

【予算】

[R2.4月補正]

肉用牛経営安定対策事業	(12,743 千円)
-------------	-------------

③雇用の維持と確保に向けた取組支援

- 事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業者が国の雇用調整助成金を活用し、雇用の維持を図る場合、事業者負担分の一部を助成します。

<留意事項>

- ・ 国の雇用調整助成金の特例措置の適用期間（令和2年6月30日まで）終了後から県の助成制度を適用。
(7月1日から開始予定)

- 新規学卒予定者の合同企業説明会の多くが中止となり、県内企業による新規採用や学生の就職活動に支障が生じているため、WEB 合同企業説明会を開催し、県内企業と学生とのマッチング機会を創出します。
- 「しがジョブパーク」、「シニアジョブステーション滋賀」、「滋賀マザーズジョブステーション」、「滋賀県外国人材受入サポートセンター」の各相談機関においては、来所による相談を休止し、電話やインターネットによる相談を行います。

【予算】

[R2 当初補正]

中小企業雇用継続支援補助金	(50,635 千円)
WEB 合同企業説明会開催事業	(6,380 千円)

④経営力強化に向けた取組支援

- 県内中小企業等に対し、今後の事業活動に資する人材確保・育成、働き方改革、新たな販路の開拓等、前向きな取組を促進するため、これらの取組にかかる経費の一部を補助します。

(4月30日から5月22日まで申請受付)

- 「小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金」の補助率および補助上限額を引き上げて、小規模事業者が、新商品市場化や販路開拓により積極的にチャレンジできるよう支援します。

(5月中旬から申請受付開始予定)

- 中小企業においてテレワーク等の導入が進むよう、国の支援助成金の活用などの周知を図ります。

【予算】

[R2 当初補正]

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金	(50,000 千円)
新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業	(1,800 千円)

[R2.4月補正]

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金	(100,000 千円)
小規模事業者新事業スタートアップ支援事業	(4,500 千円)

⑤県税の納税の猶予

- 地方税法の改正による特例⁵で、収入が大幅に減少（前年同期に比べて概ね20%以上減少）し、一時に納税することが困難である場合において、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税が猶予できるようになります。

<留意事項>

- ・ 対象となる県税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものです。
- ・ 申請の手続きは、地方税法の改正から2か月後、または納期限までに行ってください。

⑥計画的な公共事業の発注、早期支払い

- 公共事業を切れ目なく計画的に発注するとともに、請負事業者への支払手続きを可能な限り迅速化することで、地域の景気経済をしっかりと下支えます。

⁵ この特例の実施については、地方税法の改正が国会で成立することが前提

(2) 生活支援対策

①新たな給付金「特別定額給付金」の早期支給

- 市町への速やかな情報提供や実施状況（支給開始日等）のとりまとめ、配偶者からの暴力を理由に避難されている方への例外的な対応等、特別定額給付金の迅速かつ的確な支給のため、きめこまかな支援を行います。

(5月上旬から順次申請書発送予定 ※市町により異なる)

②生活資金等の貸付

- 休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金および福祉資金の貸し付けにより、生活を支援します。

(実施中。補正予算により貸付原資を積み増し)

【予算】

[R2.4月補正]

生活福祉資金貸付金補助 (400,000 千円)

③県営住宅での一時的な受け入れ

- 解雇等により住居の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅の空き住戸（20戸程度）を活用した、一時的な提供を行います。

(5月13日から受付開始)

④特殊詐欺等への注意喚起等

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や特別定額給付金の支給等に便乗した特殊詐欺に巻き込まれないよう県民への注意喚起に一層取り組みます。
- 県内でも消費生活相談があった、注文した覚えのないマスクの送りつけなどの悪質商法に巻き込まれないよう県民への注意喚起に一層取り組みます。
- 休業中の空き店舗等への警戒を強化していきます。

⑤給食等の食品ロス対策の実施

- 学校給食の休止に伴い不要となった未利用食品を引き取り、それらを必要とする福祉施設等に無償で配分する取組などを支援します。

【予算】

[R2.4月補正]

ごみゼロしが推進事業 (2,000 千円)

(3) “反転攻勢”に向けた取組への支援

①観光関連産業、飲食・サービス業等に対する支援

- 国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施します。
- 県内観光施設等で使用できる、連泊時にはE Cサイトでも使えるクーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売します。

[R2.4月補正]

外国人観光客等受入環境整備事業	(14,500 千円)
時は今 今こそ滋賀へ観光推進事業	(180,607 千円)
反転攻勢に向けた滋賀の魅力発信	(9,000 千円)

②製造業に対する支援

- サプライチェーンの寸断、受注の減少等を回復させるため、県内企業の受発注機会の確保に取り組みます。
- 感染症収束後の社会変革に資する新たな技術開発を促進し、県内企業の競争力強化を図ります。
- 今年度新たに設置した企業立地サポートセンターにより、サプライチェーンの確保やアフターコロナ・国内回帰を見据えた県内製造業の課題や可能性を丁寧に聞き取り、反転攻勢に備えます。

③地場産業に対する支援

- 地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布する「マスク配布プロジェクト」を通じて、地場産業の振興につなげます。
- 感染症の収束を見据え、関係団体と連携しながら、産地組合が迅速に販路拡大等に取り組めるよう支援します。

[R2.4月補正]

マスク配布プロジェクト事業 ※再掲	(1,951 千円)
-------------------	------------

④農畜水産業に対する支援

- 県内生産者等が県産農畜水産物やこれを使用した加工品を県内消費者向けに販売する際の配送料等を助成することで、県産農畜水産物の流通・販売の停滞を改善するとともに、新たな顧客の確保を図り、生産者の所得向上

につなげます。

【予算】

[R2.4月補正]

「いまだから地産地消キャンペーン」推進事業

(30,405 千円)

5 市町・国等との連携等

(1) 市町との連携

- 県域での感染拡大防止等を効果的に行っていくために、市町との連携をより一層密にします。
特に、感染発生や学校・施設の休業、国の支援策等に関する情報は、速やかに共有し、双方の次の取組につなげます。

(2) 国への提案等

- 本県が単独で行う政府提案だけでなく、全国知事会や中部圏知事会、関西広域連合など様々な機会を通じて、地方の現場の切実な実態や課題を国に伝え、今必要な対策や更なる財政支援などを国に対して積極的に緊急提案・要望します。

(3) 他府県との連携

- 関西広域連合や全国知事会を通じて、不足する医療資機材の調達・相互融通や検査・医療の広域連携、特徴的な取組例の共有等を行い、本県単独では困難なことを地方の水平補完により取り組みます。

以上

滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策

第2版

資料編

①滋賀県における緊急事態措置について	1
(令和2年(2020年)5月5日改定)	
②施設の使用制限対象施設一覧(比較表)	7
(令和2年(2020年)5月7日更新)	
③新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧	13
(令和2年(2020年)5月8日現在)	
④滋賀県新型コロナウイルス感染症対策推進体制	14
(令和2年(2020年)5月8日現在)	

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部

滋賀県における 緊急事態措置について

(令和2年(2020年)5月5日改定)

滋賀県緊急事態措置の概要

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更))」(以下「対処方針」という。))において、近隣府県の大阪、京都、兵庫、岐阜、愛知が特定警戒府県とされている。近隣の特定警戒府県から本県への県境を越えた人の流入が懸念され、医療提供体制へのさらなる負荷が生じるおそれがあることを踏まえ、準特定警戒県として緊急事態措置を実施する。

I.区域 滋賀県全域(準特定警戒県)

II.期間 令和2年4月16日から令和2年5月31日

※国が緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長(5月4日)

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請
 - (1) 基本的に休止を要請しない施設
 - (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粛要請（特措法45条1項、24条9項）

1. 「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。
「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛。）
2. 外出の際には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請

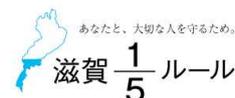
（取組例）

—— あなたと大切な人を守るための「滋賀1/5ルール」 ——

「滋賀らしい生活三方よし」

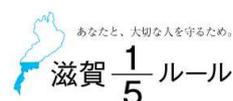
→ 「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！！

- ・ 自転車で自然に親しんだり、地元の歴史文化を訪問し、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進（＝免疫力の向上）につなげましょう。（遊びに行くなら屋内より屋外）
- ・ プレゼントは「ここ滋賀ショッピングサイト」を使って、滋賀の製品のすばらしさを伝えるとともに、人と人との接触機会を減らしましょう。（通販も利用）
- ・ 毎日、一人暮らしの方に、滋賀県の感染情報を電話で伝えることで、感染情報の共有をはかるとともに、孤立をふせぎましょう。（地域の感染状況に注意する）



「滋賀らしい生活三方よし」

「家」でよし	<ul style="list-style-type: none">・毎朝、体温測定、健康チェックをしましょう。・発熱がある場合は無理をせず自宅で休みましょう。・外出は計画的に、動画やオンラインを活用しましょう。・家に帰ったらまず丁寧に手洗い。体を清潔に保ちましょう。
「外」でよし	<ul style="list-style-type: none">・琵琶湖岸を走るときは、症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。・遊びに行くなら、屋内より屋外で滋賀県の豊かな魅力に親しみましょう。・必ずソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m）を確保しましょう。・混んでいる時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らしましょう。（5分の1）・移動は、徒歩や自転車も活用しましょう。
「社会（滋賀）」よし	<ul style="list-style-type: none">・感染が流行している地域への移動は避けましょう。・帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけにしましょう。・発症した時のため、自分の行動を残しておきましょう。・毎日、滋賀県の感染情報を共有しましょう。・今こそ、一人も取り残さない。



2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】 (5月10日まで)

- 開催規模、場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

【自粛を要請する内容】 (5月11日以降)

- 開催規模：
 - ・比較的小規模イベント(※)は自粛要請の対象から除く
(比較的小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定)
 - ・全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応を求める。
 - 場所：屋内、屋外を問わない。
- (※)ただし、比較的小規模イベントであっても、次の条件を満たす必要がある。
- ①適切な感染防止対策が講じられること
 - ②「3つの密」の発生が原則想定されないこと
 - ③大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

(自粛要請対象外の具体例)

上記の条件が満たされる

- ・演奏会(歌唱を伴わないもの)や茶会などの室内イベント
- ・野外におけるイベント(近距離での会話を伴わないもの) など

3 施設の使用制限の要請等

【自粛を要請する内容】 5月10日(日)までは、5月6日(水)までの措置を維持

【自粛を要請する内容】 (5月11日以降の主な変更点(詳細は次頁以下を参照))

- 飲食店等：営業時間短縮の要請は**継続**
(午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。))
- 遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ等)、劇場等、集会・展示施設、運動施設・遊技施設(パチンコ店、ゲームセンター等)、観光遊覧船については、自粛要請を**継続**
- 1,000㎡を超える大学・学習塾等、ホテル又は旅館のうち集会の用に供する部分、商業施設については、自粛要請を**継続**
- 1,000㎡以下の大学・学習塾等、ホテル又は旅館のうち集会の用に供する部分、商業施設については、自粛要請を**行わない**
- 文教施設、博物館等(美術館、図書館等)については、自粛要請を**行わない**

※5月11日(月)以降も自粛要請を継続する施設の自粛要請緩和については、国の専門家会議の評価、本県の感染状況および近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大防止予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ、5月31日までの期間内であっても、業種毎に要請対象から外すことを検討

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※ただし、5月11日以降も引き続き営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

※飲食店等については、他県では夜の飲食店においてクラスターが発生していることなどを踏まえ、5月11日（月）以降についても営業時間の短縮要請を継続

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

(2) 基本的に休止を要請する施設

※文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている1,000m²以下の施設は、11日以降は要請を行わない。その他の施設については、14日にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ対応を決定。

① 特措法による要請を行う施設（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 等	
④運動施設・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設（～5月10日まで）	学校 等（大学等を除く。） ※5月11日以降は施設の使用制限の要請を行わないが、施設管理者において、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるものとする。	

**② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）
（特措法24条9項）**

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②博物館等 （～5月10日まで）	博物館、美術館、図書館等	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（ <u>集会の用に供する部分に限る。</u> ）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

※百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、各テナントの床面積を合算することとされている。このため施設の床面積全体が1,000㎡を超える場合は、当該テナントの面積が1,000㎡以下であっても、要請対象となる。ただし、要請の対象となっても100㎡以下のテナント施設については、適切な感染防止対策により営業可能。なお、生活必需品売り場は要請の対象外。

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等 （～5月10日まで）	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼（5月10日まで） ①②③④については、床面積の合計が1,000㎡超の施設と同様の、適切な対応について協力を依頼 5月11日以降の営業にあたっては、「3つの密」を避けることなど、基本的な感染対策の徹底等を要請
②博物館等 （～5月10日まで）	博物館、美術館、図書館等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館 （～5月10日まで）	ホテル又は旅館（ <u>集会の用に供する部分に限る。</u> ） ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
④商業施設 （～5月10日まで）	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼

緊急事態措置コールセンター

特措法に定める要請・指示等の措置および新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和2年4月21日（火）から令和2年6月30日（火）

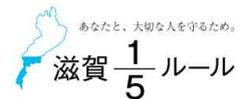
設置場所：危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間：平日9時～17時

受付方法：専用電話（10台）

受付電話番号：077-528-1344

周知方法：新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載



施設の使用制限対象施設一覧（比較表）

1 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	滋賀休止要請		備考
		～5月10日	5月11日～	
医療施設 (※)	病院	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うものに限る
	診療所	対象外	対象外	
	歯科	対象外	対象外	
	薬局	対象外	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象外	
	接骨院	対象外	対象外	
	整体院	対象外	対象外	
	柔道整復	対象外	対象外	
生活必需品販売施設	卸売市場	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場(※)	対象外	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	対象外	
	百貨店(生活必需品売場)	対象外	対象外	
	スーパーマーケット(生活必需品売場)	対象外	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外	対象外	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	
	衣料品店	対象外	対象外	
	雑貨屋	対象外	対象外	
	文房具屋	対象外	対象外	
	酒屋	対象外	対象外	
	本屋	対象外	対象外	
	自転車屋	対象外	対象外	
	家電販売店	対象外	対象外	
	園芸用品店	対象外	対象外	
	鍵屋	対象外	対象外	
家具屋	対象外	対象外		
自動車販売店、カー用品店	対象外	対象外		
花屋	対象外	対象外		
食事提供施設	飲食店	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く)
	料理店	対象外	対象外	
	喫茶店	対象外	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	対象外	
	居酒屋	対象外	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	対象外	
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	対象外	対象外	
	民泊	対象外	対象外	
	共同住宅	対象外	対象外	
	寄宿舎	対象外	対象外	
	下宿	対象外	対象外	
交通機関等	バス	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	対象外	
	レンタカー	対象外	対象外	
	電車	対象外	対象外	
	船舶	対象外	対象外	
	航空機	対象外	対象外	
	物流サービス(宅配等含む)	対象外	対象外	
工場等	工場	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	対象外	

施設の使用制限対象施設一覧（比較表）

1 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	滋賀休止要請		備考
		～5月10日	5月11日～	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	対象外	
	証券取引所	対象外	対象外	
	証券会社	対象外	対象外	
	保険代理店	対象外	対象外	
	官公署	対象外	対象外	
	各種事務所	対象外	対象外	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	対象外	
	郵便局	対象外	対象外	
	メディア	対象外	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	対象外	
	不動産屋	対象外	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	対象外	
	質屋	対象外	対象外	
	獣医	対象外	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象外	
	ランドリー	対象外	対象外	
	クリーニング店	対象外	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	対象外	
	神社	対象外	対象外	
	寺院	対象外	対象外	
教会	対象外	対象外		

施設の使用制限対象施設一覧(比較表)

1 基本的に休止を要請しない施設

(2) 社会福祉施設等

カテゴリー	対象	滋賀休止要請		備考
		～5月10日	5月11日～	
社会福祉施設等 (※)	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	婦人保護施設	対象外	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	対象外	

施設の使用制限対象施設一覧(比較表)

2 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	～5月10日(日)		5月11日(月)～	
		滋賀 休止要請	備考	滋賀 休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象			
	ダンスホール	対象			
	スナック	対象			
	バー	対象			
	ダーツバー	対象			
	パブ	対象			
	性風俗店	対象			
	デリヘル	対象			
	アダルトショップ	対象			
	個室ビデオ店	対象			
	インターネットカフェ	対象			
	漫画喫茶	対象			
	カラオケボックス	対象			
	射的場	対象			
	ライブハウス	対象			
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象			
	プラネタリウム	対象			
	映画館	対象			
	演芸場	対象			
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象			
	展示場	対象			
	貸会議室	対象			
	文化会館	対象			
	多目的ホール	対象			
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする	対象	【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象			
	ボウリング場	対象			
	スケート場	対象			
	スポーツクラブ	対象			
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象			
	ゴルフ練習場(※1)	対象外			
	バッティング練習場(※1)	対象外			
	陸上競技場(※1)(※2)	対象外			
	野球場(※1)(※2)	対象外			
	テニスコート(※1)(※2)	対象外			
	弓道場(※1)	対象外			
	マージャン店	対象			
	パチンコ屋	対象			
	ゲームセンター	対象			
テーマパーク	対象				
遊園地	対象				

施設の使用制限対象施設一覧(比較表)

2 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	～5月10日(日)		5月11日(月)～	
		滋賀 休止要請	備考	滋賀 休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請	対象外	【要請の内容】 地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限の配慮を要請
	小学校	対象		対象外	
	中学校	対象		対象外	
	義務教育学校	対象		対象外	
	高等学校	対象		対象外	
	高等専門学校	対象		対象外	
	中等教育学校	対象		対象外	
	特別支援学校	対象		対象外	
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(=休業要請)	一部対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(=休業要請)
	専門学校	対象		一部対象	
	高等専修学校	対象		一部対象	
	専修学校・各種学校	対象		一部対象	
	日本語学校・外国語学校	対象		一部対象	
	インターナショナルスクール	対象	【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外	一部対象	【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 「3つの密」を避けるなど、基本的な感染対策の徹底等を要請(=休業要請対象外) ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	自動車教習所	対象		一部対象	
	学習塾	対象		一部対象	
	英会話教室	対象		一部対象	
	音楽教室	対象		一部対象	
	囲碁・将棋教室	対象		一部対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象		一部対象	
	そろばん教室	対象		一部対象	
	バレエ教室	対象		一部対象	
体操教室	対象	一部対象			
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(=休業要請)	対象外	【要請内容】 「3つの密」を避けるなど、基本的な感染対策の徹底等を要請
	美術館	対象		対象外	
	図書館	対象		対象外	
	科学館	対象		対象外	
	記念館	対象		対象外	
	水族館	対象		対象外	
	動物園	対象		対象外	
	植物園	対象		対象外	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	対象	【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼	一部対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 「3つの密」を避けるなど、基本的な感染対策の徹底等を要請
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	対象		一部対象	

施設の使用制限対象施設一覧(比較表)

2 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	～5月10日(日)		5月11日(月)～	
		滋賀 休止要請	備考	滋賀 休止要請	備考
商業施設	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼	一部対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請(=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 「3つの密」を避けるなど、基本的な感染対策の徹底等を要請
	ペット美容室(トリミング)	対象		一部対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象		一部対象	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象		一部対象	
	古物商(質屋を除く)	対象		一部対象	
	金券ショップ	対象		一部対象	
	古本屋	対象		一部対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象		一部対象	
	囲碁・将棋盤店	対象		一部対象	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象		一部対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店、つり具店	対象		一部対象	
	ゴルフショップ	対象		一部対象	
	土産物店	対象		一部対象	
	旅行代理店(店舗)	対象		一部対象	
	アイドルグッズ専門店	対象		一部対象	
	ネイルサロン	対象		一部対象	
	まつ毛エクステンション	対象		一部対象	
	スーパー銭湯	対象		一部対象	
	サウナ	対象		一部対象	
	エステサロン	対象		一部対象	
	日焼けサロン	対象		一部対象	
	脱毛サロン	対象		一部対象	
写真屋・フォトスタジオ	対象	一部対象			
美術品販売	対象	一部対象			
展望室	対象	一部対象			

◎百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設(施設管理者が存在するショッピングモールなど)については、各テナントの床面積を合算することとされている。このため床面積全体が1,000㎡を超える場合は、当該テナントの面積が1,000㎡以下であっても、要請対象となる。ただし、要請の対象となっても100㎡以下のテナント施設については、適切な感染防止対策により営業可能。なお、生活必需品売り場は要請の対象外

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧

【5月8日現在】

休業要請や休業協力の臨時支援金等に関する事	緊急事態措置コールセンター (県庁 危機管理センター内)	077-528-1344	平日 9:00~17:00
帰国者・接触者 相談センター	滋賀県相談窓口(草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3621	平日、土日祝日 24時間
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-526-5411	平日、土日、祝日 8:40~20:00
		080-2409-1856	夜間 20:00~8:40
新型コロナウイルス感染症 対策症に関する事	滋賀県相談窓口(草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3637	平日・土日祝日 8:30~17:15
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-522-7228	平日 8:40~17:25
ひとり親家庭福祉に 関すること	県庁子ども・青少年局家庭支援推進室	077-528-3554	
障害者施策に 関すること	県庁 障害福祉課	077-528-3541	
障害者の皆さんの困りごと に関する事	県庁 障害福祉課	☎電話 077-521-1175 📠ファックス 077-528-4853 ✉メール ec0006@pref.shiga.lg.jp	平日 9:00~17:00
子どもを守る虐待 ホットライン	中央子ども家庭相談センター	077-562-8996	24時間 365日
児童相談所虐待 対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津、高島)	(局番なし) 189	24時間 365日
DVに関する事	中央子ども家庭相談センター (女性専用)	077-564-7867	平日、土日祝日 8:30~22:00
	彦根子ども家庭相談センター (女性専用)	0749-24-3741	平日 8:30~17:15
	県立男女共同参画センター (夫婦・家族、離婚などの悩みを含む)	0748-37-8739	火・水・金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30
人権全般に関する事	大津地方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共有 ※最寄りの法務局または支局 につながります。)	平日 8:30~17:15 (年末年始を除く)
消費生活相談に関する事	県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口 国民生活センター	(局番なし) 188 または 県消費生活センター 0749-23-0999	県消費生活センター 平日、土日 9:15~16:00
県内事業者向け 相談窓口	県庁 中小企業支援課	077-528-3730	平日 8:30~17:15
労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室総合労働 相談コーナー	077-522-6648	平日 8:30~17:15
	滋賀県労働相談所	0120-967-164 077-511-1402	平日10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	080-1514-0051	平日 8:30~17:15

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策推進体制

